

次世代育成支援対策推進法 及び 女性活躍推進法に基づく  
学校法人 青丹学園 行動計画

社員がその能力を發揮し、男女問わず仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2030年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 2028年 3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを部署、学科、（または個人）ごとに設定、実施する。

<対策>

- 2025年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年 4月～ 部署、学科ごとに検討開始
- 2025年 5月～ 月1回ノー残業デーの実施

目標2： 2030年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 8日～10日とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 4月～ 部署、学科ごとに検討開始
- 2025年 4月～ 2カ月に1回、有休取得数を所属長に報告
- 2025年 5月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・38% （2025年2月28日現在）